

同時発表：観光庁

令和2年3月31日

北海道運輸局

令和元年度予備費 宿泊施設インバウンド対応支援事業 (宿泊施設バリアフリー化促進事業・宿泊施設基本的ストレスフリー 環境整備事業)の公募を開始します

〔2020年第1期公募〕

観光庁は、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施するインバウンド受入環境整備の取組を支援する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(宿泊施設バリアフリー化促進事業・宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業)」の公募を3月31日(火)から開始します。

観光庁では、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止期間を将来の観光需要回復に向けた積極的な「助走期間」と位置づけ、反転攻勢に転じるための基盤とすべく、宿泊施設のバリアフリー化やWi-Fi環境の整備等のインバウンド受入環境整備を支援して参ります。




1. 公募期間

令和2年3月31日(火)～6月30日(火)

※計画は到着したものから随時認定を行います。予算が無くなり次第、募集を終了させていただきます。

2. 補助対象事業(例)及び補助率

○宿泊施設バリアフリー化促進事業

客室の必要最低限の改修等  段差の解消 定額補助(上限額100万円)	共用部の改修等  スロープの設置 1/2補助(上限額500万円)	客室の大規模改修等  車椅子利用者用客室の整備
--	--	--

○宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業

 Wi-Fi環境の整備	 トイレの洋式化
 多言語対応(国際放送設備、タブレット端末等の整備) 補助率1/3(1者あたり上限額150万円)	

※制度概要及び詳細は別紙1,別紙2をご参照ください。

3. 申請方法(公募要領、申請書等)

以下、観光庁HPをご覧ください。

○宿泊施設バリアフリー化促進事業

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000451.html

○宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000453.html

【問い合わせ先】

観光庁 観光産業課 担当：坂野、高橋、櫻井、奥田
電話：03-5253-8111(内線27-333、27-323、27-327)
03-5253-8330(直通)
FAX：03-5253-1585

【広報担当窓口】

北海道運輸局 観光部 観光企画課
担当：米沢、田中(大)
電話：011-290-2700
FAX：03-5253-1585





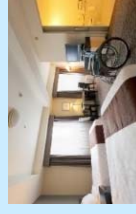
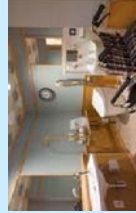
宿泊施設における受入環境整備の支援メニュー

旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）

補助対象事業者

事業内容

1. バリアフリー環境整備

<p>補助区分 【支援事業例】</p>	<p>① 客室の必要最低限の改修等 (一般客室のレベルアップ) 段差の解消 開口幅の拡大・引き戸の設置</p>  	<p>② 共用部の改修等 スロープの設置 エレベーターの設置</p>  	<p>③ 客室の大規模改修等 (車椅子使用者用客室等の整備) 車椅子使用者用客室の整備</p>  
<p>補助率等</p>	<p>1 / 2 補助 上限額500万円</p> <p>※②、③のどちらかのみ、或いは両方を実施いずれの場合も可</p>		

2. 基本的ストレスフリー環境整備

<p>① Wi-Fi環境の整備</p> 	<p>② トイレの洋式化</p>  	<p>③ 多言語対応を図るための整備 (国際放送設備の整備、タブレット端末の整備、館内案内表示の多言語化)</p>  	<p>④ 決済端末の整備</p>  <p>⑤ 自社サイト多言語化</p>  <p>⑥ ムスリム受入マニュアル作成</p> 
<p>⑦ その他訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するために必要な整備</p> <p>1 / 3 補助 1 者あたり上限額150万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊事業者 (5以上) による協議会が「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定(一定の要件を満たす宿泊事業者は1者でも可とする。) ・ 宿泊施設館内の整備に係る補助対象は、共用部における整備に限る (一定の要件を満たす場合は客室における整備も支援する。) ・ 過去に本補助を受けた宿泊事業者は補助対象外 (一定の要件を満たす宿泊事業者は過去に補助を受けた場合でも補助対象となる。) 			

項目	要件	解説
「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」の策定・申請主体	<u>一定の要件を満たす宿泊事業者は、1者のみでも可</u>	一の宿泊事業者が地域のDMOや自治体と連携して、地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるための具体的な取組を行っていること。 (過去3年以内に取組んだこと又は今後1年以内に取組むことに限る)
整備箇所	<u>①～③を完備する客室の整備を行う場合は客室における整備も支援する。</u>	同一客室内において、 以下の①～③の全て又はいずれかを整備すること により、客室内における①～③が完備されること。 ① Wi-Fi環境 ② トイレの洋式化 ③ 多言語対応を図るための整備 (国際放送設備の整備、タブレット端末の整備、館内案内表示の多言語化等)
再申請の可否	<u>一定の要件を満たす宿泊事業者は再申請可</u>	以下の3要件を満たすこと。 ① 過去5年間で、Wi-Fi環境や洋式トイレなどのインバウンド受入環境を計画的に整備していること ② 補助金を受けずに自主的に、外国語対応スタッフの雇用や海外OTAの活用などの独自のインバウンド受入策を講じていること ③ 過去に本補助金を受けた後に、訪日外国人宿泊者数が増加していること